

平成二十一年二月二十七日受領
答弁第一三三八号

内閣衆質一七一第一三八号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年「北方領土の日」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年「北方領土の日」に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの業務とは、来場者や報道機関の受付、誘導等である。

二から四まで及び七について

前回答弁書（平成二十一年二月十七日内閣衆質一七一第一〇七号）二についてでお答えしたとおり、政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針（以下「政府の基本的方針」という。）を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応するという考えであり、このような点も含め、北方領土問題に関する我が国の立場については、平成二十年十二月九日に主催者である北方領土返還要求全国大会実行委員会の幹事会において、内閣府の白石新市北方対策本部調査官その他同本部職員と他の出席者相互で確認をしている。

五及び六について

政府としては、御指摘の者が行った発言の具体的意味について確定的に申し上げることができないこと

から、お答えする立場にない旨を前回答弁書四から六までについてでお答えしたものであるが、当該発言は政府の基本的方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。